

## 第 31 回市場化テスト WG 議事録（厚生労働省ヒアリング）

- 1 . 日時：平成 1 7 年 1 2 月 5 日 13:00 ~ 14:00
- 2 . 場所：永田町合同庁舎 1 階第 4 会議室
- 3 . 項目：社会保険庁関連業務の市場化テスト・民間開放について
- 4 . 出席： 規制改革・民間開放推進会議  
八代主査、本田副主査、美原専門委員、赤羽専門委員、大橋専門委員、  
橋本専門委員、福井専門委員  
厚生労働省  
青柳親房社会保険庁運営部長、中野寛社会保険庁運営部企画課長、  
鈴木俊彦社会保険庁運営部年金保険課長

八代主査 本日は、いろいろお忙しい中おいでいただきまして、ありがとうございます。第 31 回の「市場化テストWG」ということで、1 時間目途でやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

青柳部長の方から、そちらの資料を変わったところ等を踏まえまして御説明いただければと思います。

青柳運営部長 承知いたしました。

お手元に「社会保険業務における市場化テスト・民間開放について」という資料を用意させていただきましたので、まずこれに沿って私どもの方から簡単に説明させていただきますと思います。

まず、1 枚めくっていただきますと「社会保険業務における市場化テストへの対応について」というタイトルで、私どもの方の考え方、特に「市場化テスト法案」についての考え方及び平成 18 年度の「市場化テストモデル事業」をどういうふうに拡大していくかということを中心に書せていただいたペーパーを用意いたしました。

このペーパーは、これまでもこちらのワーキングとずっと折衝させていただいた過程で、私どもとして現時点でこういうふうにやっていくつもりですと、言わば確認的にまとめさせていただいたペーパーであります。内容については御承知と思いますが、簡単に趣旨を御説明させていただきます。

まず、国民年金の保険料の収納事業というのが今回「市場化テスト法案」の対象事業として議論の俎上に上がっているわけですので、これについての考え方ということで整理をしたものでございます。

私ども社会保険庁、去年の通常国会において年金法案が御議論されている中で、幾つか不祥事という形で大変申し訳ない事例を引き起こしてしまったことを契機といたしまして、去年の夏以来、民間から村瀬長官をお招きいたしまして、村瀬長官を先頭にして社会保険庁の改革という形で進めてきたわけですので、その非常に重要な柱が、業務の効率化

という観点で仕事を進めていくということであり、特に言わば象徴的に社会保険庁の改革という形で取り上げられました国民年金の保険料の収納率を速やかに向上させることであります。こういう観点から本年の「市場化テスト」のモデル事業におきましても3本柱の1本といたしまして、この国民年金保険料の収納事業に取り組みさせていただいているところでございます。

この点については、今回の御議論の「市場化テスト法案」におきまして、この国民年金保険料の収納事業を対象とすることによりまして「市場化テスト」を本格的に導入すると考えている次第でございます。

なお「市場化テスト」に基づいて事業をやっていただく民間事業者等がその業務を円滑に実施するという観点からは、その事業をやっていただいている方が社会保険庁長官に対しまして、納付を拒絶した被保険者につきまして一定の御報告をしていただいた場合には、社会保険庁といたしましては、その被保険者の所得等の状況を考慮しつつ、最終催告状の発出以降の強制徴収手続に移行するということを実施方針に明記したいと考えております。これはあくまでも、この「市場化テスト」の実施が言わば強制徴収の流れに連なる、非常に重要な一環であるということを明記すると考えているものと御理解をいただきたいと思っております。

具体的に「市場化テスト法案」の中身につきましては、その下からになるわけですが、国民年金保険料の収納事業を民間事業者が落札した場合に、当該民間事業者が円滑にこの事業を実施できるようにするという観点から、国民年金法等に係ります所要の特例規定を法的に整備するということが必要になってこようかと考えております。具体的には、で少し小さな文字で例示を書かせていただきましたが、例えば民間への委託可能な範囲の事業の明確化、先ほど申しましたような社会保険庁への報告義務づけ、弁護士法等との調整規定をきちんと整備するというようなことでございます。これは私どもだけでは法的に対応ができないものもあり、法務省、その他の関係省庁もございまして、内閣府と共同でそういった関係省庁とは、今、御調整をさせていただいていることについて、委員の先生方にも御報告があるものと承知をしております。

それから、この「市場化テスト法案」に基づく国民年金保険料の収納事業に関する「市場化テスト」は、平成19年10月からの実施をお願いしたいと考えております。

御承知のように、国民年金保険料の収納事業を実施いたしますサイクルでは、税法上の実務では例年7月ぐらいに前年の所得情報が利用できる状況になりますので、この後に所得情報を活用した免除の勤奨あるいは強制徴収というのが本格化します。そういったことを考えますと、4月という時期は国民年金の仕事に関して言えば極めて区切りの悪い時期でございますので、是非とも、10月からということをお願いしたいと考えております。

なお、この点につきましては、本年平成17年から実施をいたしましたモデル事業も10月実施ということでございますので、平成19年10月ということであれば、ちょうどモデル事業が丸2年経過した時点ということになりますので、そのモデル事業の成果を本格的

に実施される「市場化テスト」にも最大限反映できるのではないだろうかとの大いに期待をしているところです。

なお、その際に「市場化テスト」が円滑に行えるように、毎年毎年、「市場化テスト」をやっていただく方を入札によって契約を更改するという点について見直しの議論があるものというふうには承知をしておりますが、私どもといたしましては、内閣府におきまして関係省庁とその枠組みの御調整をいただければ、その活用は十分に検討させていただきたい。むしろ前向きに考えたいと思っております。

なお、冒頭に申し上げましたように、現在、社会保険庁改革を進めておりますし、次の通常国会には、そのための組織改革等に必要な関係法案を国会に御提出するということを考えているわけでございます。併せてそういった社会保険庁改革のスケジュール、それから、このスケジュールの内容でもございますが、定員の合理化計画、政府全体の計画の中に私ども社会保険庁の削減計画もうまく織り込んでということで進めさせていただいているわけでございますが、当然のことながら、こういったことが実際に仕事を進めていく上でのベースになろうかと思っております。

したがって、私どもが現に進めております国民年金の保険料の収納率の進展状況、これは平成19年までに目標を設定いたしまして、この目標に向けて進んでいるわけでございますが、こういったことや「市場化テスト」に基づくところの事業の実施状況を見ながら、最終的には全国の社会保険事務所を対象といたしまして、段階的に国民年金保険料の収納事業の「民間開放・市場化テスト」を導入していくというような方向で検討させていただければと考えております。

なお、2ページの真ん中辺に書かせていただきましたなお書きでございますが、官の入札という点につきましては、後ほど法案の御説明等あるかと思っておりますので、その際に改めて御確認をさせていただきたいというふうにも考えておりますが、定員要求ですとか、予算要求と言わば国全体でのサイクル、あるいは個別具体の制度、こういったものの仕組みについて、従来以上に明らかにしていただいた上で、私どもとして検討をさせていただきたいと考えている次第でございます。

ただいま申し上げました定員の削減計画に関する部分につきましては、本日お届けいたしました資料の6ページから10ページにその概要を添付させていただいております。

簡単に申し上げますと、6ページに全体像を書かせていただきましたが、平成18～24年度までの7年間で、政府管掌健康保険を非公務員型の公法人に移管するという部分も含めて、常勤公務員の定員を20%以上純減する。

それから、常勤及び非常勤の公務員を合わせて、1万人程度の純減を行う。こういう内容のものでございまして、詳細は7ページ以下をごらんいただければと存じます。

また、予算や定員要求につきましては、後ほど御説明をいただいておりますので、これは後ほどお尋ねをさせていただきたいと思っております。

と思います。

それから、大きな2本目の柱でございますが、平成18年度の「市場化テスト」モデル事業の拡大についての基本的考え方の整理でございます。

本年度の3事業の実施状況につきましては、11ページから19ページに詳細の資料をご用意しました。ただ、何しろ国民年金の収納事業などは特に10月からの実施でございますので、まだ実績と言えるほどのものは出ておりませんが、それぞれ資料でございますような業者に現在実施をしていただいているということをご確認いただければと思います。

また、平成18年度の予算要求に絡むものでございますので、これから財務省と最終的な詰めをしていくという段階にあります。3事業のうち、まず厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業につきましては、本年度はまず5か所で実施をいたしました。来年度は104か所に拡大したいという方向で予算要求をし、財務省と調整中ということでございます。今後、全国の社会保険事務所におきましても、段階的にこういった事業の民間開放の実施という方向で検討しているということをご報告させていただきたいと思っております。

2点目に、先ほど来申し上げております国民年金保険料の収納事業の対象箇所数の拡大についてですが、これも本年度は5社会保険事務所でスタートいたしました。来年度は35社会保険事務所に拡大という方向で財務省と最終調整中というふうに御認識をいただければと思います。

最後、3番目に、年金電話相談センターの事業でございます。これは本年度2か所で実施をいたしております。来年度も継続実施する方向で調整中でございますが、この電話相談センターにつきましては、実は本年10月31日から全国にあります電話相談センターを1つの電話番号で、言わば全国ネットで実施するという事業を開始いたしました。

将来的には、これを総合的なコールセンターということでもうちょっと集約をしたいというような方向での検討もしてございますので、そういった総合コールセンターになった時点で、これを民間開放あるいは「市場化テスト」に乗せていくかどうかという可能性については引き続き検討したいと考えております。市場化テスト事業については、そういった将来の方向がございまして、来年度については、とりあえず本年度と同じ2か所の実施を継続するというところで取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

それから、3ページ「3 その他」ということで、念のために書かせていただきましたが、社会保険庁におきましては、いずれにしろ「市場化テスト」を積極的に活用することによって取り組ませていただくということは繰り返し申し上げたとおりでございます。次期通常国会に御提出予定と伺っております「市場化テスト法案」につきましては、先ほども予算あるいは定員管理の問題も申し上げましたが、第三者機関の在り方、情報開示の在り方、あるいは民間開放することになった場合の職員の処遇、官民競争入札の在り方、そういった共通事項と申しますか、総論的事項につきましては、引き続き十分に御調整をさせていただければと考えております。

私どもからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

八代主査 ありがとうございます。

この具体的な質問事項というのは、かなりテクニカルなこともありますので、その前に今のご発言を踏まえて本田さんの方からよろしいですか。

本田副主査 はい。

非常に前向きに御検討いただいております。ありがとうございます。今日は幾つか議論をさせていただきたいという点を御提案申し上げたいと思っております。

まず、社保庁としては変革を目指され、その中で「市場化テスト」を今後も継続して前向きに取り組んでいただけるというのを、今日ちょうだいしましたペーパーの方から、少なくとも私はくみ取ったわけでございますけれども、そういうことでよろしゅうございますね。

青柳運営部長 そのとおりでございます。

本田副主査 2点目でございますが、会議といたしましては「市場化テスト」の本格的導入は、第三者機関の「市場化テスト」への関与と、情報開示を徹底して行っていただくという、この2つだというふうに思っております。

第三者機関等々については、頂戴したペーパーの3ページで、会議としても明確に示すようにということでございますので、了解いただけるということでもよろしいのでしょうか。

青柳運営部長 基本的には、そのように考えております。ただ、中身につきましては、繰り返しになりますが、よろしく御調整いただければと思います。

本田副主査 情報開示に関しましては、私はたまたま社保庁の評価委員会にもおり、その中で、提案の中でずれているものもあり、ずれている理由として、現場の状況がよくわかっていないのではないかという話もございます。そういったギャップを埋めるためにも現場ないしは過去の状態をできるだけ数字で示す開示、いわゆる民間で言うところデュー・デリジェンス的なものということも行うということを含めてできないのかと思っておりますが、そこに関してはいかがでしょうか。

青柳運営部長 今の裏返しになるかもしれませんが、まずは、どういう情報が求められているのか、民間で事業をやっておられる方々の状況が、私どもの方もなかなかわからないので、どういう情報をお示ししたらいいかがよくわからないというようなところもあります。

むしろ、そこはモデル事業を今年やってみて、例えば事業をやっていく上でもうちょっとこういうものが明らかにならないとか、あるいはそういうことも踏まえた御意見なり、状況がわかれば、そういったものに向けて改善を図っていくということではないかと思っておりますので、私どもとしては個人のプライバシーその他に関わるようなもの以外は、基本的には必要な情報は開示したいと考えております。

本田副主査 ありがとうございます。ということは、必要な情報を基本的に御開示いただけるという前提の下で、こういったような情報を「市場化テスト」の入札の前に開示す

るのがいいのかということに関しては、会議と社保庁で継続して検討を続けていくということによろしいでしょうか。

青柳運営部長 私どもとしては結構でございます。

本田副主査 3点目は、基本的に強制執行といいますが、ある程度の権限を持って民間も国民年金の徴収に当たるという観点から、今回提出資料の1ページ目で「納付を拒絶した被保険者につき一定の報告を行った場合には、社会保険庁長官は、当該被保険者の所得等の状況を考慮しつつ、最終催告状の発出以降の強制徴収手続に移行することを実施方針に明記する」というふうに書いていただいたと思うのですが、「当該被保険者の所得等」の「等」には何が含まれるのでしょうか。

青柳運営部長 基本的には所得情報ということではありますが、そのほか、言わば個人情報に当たるところで開示が必ずしも適切でないものがあれば、やはりそこは差し控えさせていただくケースはあり得ると思います。

本田副主査 所得は非常に明確ですね。所得に満たないという場合には、当然、強制徴収などやるべきではないですが、ここに裁量の余地というのがかなり入るのでしょうか。

青柳運営部長 要するに、これはプライオリティーの問題だろうと思いますので、例えば同じ地域の中で、片方に所得が高いのに強制徴収を実施しない人がいて、片方に所得が低いのに、この人はやりやすいから強制徴収してしまおうというような人がいたりしたら、やはり具合が悪いだろうと思います。これは順番は逆でなければいかぬだろうと思います。

その意味で、我々としてはやはり所得が高くて、より負担する力のある方から順番にということ、まず現場ではプライオリティーとして当然考えていかなければいかぬだろうと思います。そういったときに、何か現場の人間が不必要に裁量的な判断を下すというよりは、そういったプライオリティーをやはり考慮しなければいけないケースがあるのではないかということ具体的には想定しています。

八代主査 ちょっと気になる点は、1つは、所得税と違うわけですから、そんな厳格には、所得の高い人から上から順番にやっていかなければいけないということはないので、一定以上の所得水準の上であれば、ある程度ランダムにやらないと余り効果的でないということ。

それから、やはりちょっと気になるのは、それ以外の情報の中に、例えば地域の有力者とかそういう者がふくまれていないか、つまり、何か問われたときにはちゃんと合理的な説明がつくようなものであるということ、1つは確認したいということですね。

本田副主査 強制徴収は、社保庁の対応キャパシティーに応じてということでしょうか。

青柳運営部長 現実問題として「市場化テスト」をやった場合に、どういう体制で、どのくらいの言わばボリュームのものを処理できるかということにも関わって、これは恐らく予算にも制約される部分があると思いますが、我々としては、例えば現実、近い将来に、この強制徴収で持っていきたい体制というのが、全国で年間60万人の被保険者を言わば最終催告状を送付するというような体制までは最低限持ってこななければいかぬだろうと

考えています。これは世の中にもそういうふうに御説明もしていますし、私どもも目標としていますので、最低限、そこをクリアしなければいけないということはあるだろうと思います。

逆に言えば、それ以上の体制を組むというところについては、我々としていろんな人員なり、あるいは予算の見通しが立っていないということもありますので、その意味で言ったら60万人イコール未納者すべてではない以上、そういう意味でのプライオリティーというのを考えて現場では実施をしていかなければいけないだろうと思っている次第です。

福井専門委員 資産は把握できているんですか。

青柳運営部長 資産は把握しておりません。

福井専門委員 といいますのは、公営住宅などでも似たような問題があるんですけども、所得の名目だけではなくて、実は土地資産とか金融資産を見れば結構豊かな人というのは割合いるわけです。だから、所得だけを基準にすると、実際の貧富なり、あるいは所得の分布状況と必ずしも対応していないということが実際によく起きます。

資産と所得で総合勘案して、客観的に言い逃れができない指標とか基準をつくるのならともかく、所得だけが出てきて、あと「等」ということで、政治的な要素が何らかの形で混入し得るかのごとき基準が公になると、多分、だれかのところへ強制執行に行くとする、なぜ自分が、今、この順番なんだと言われかねない。自分よりも先にやるべき人がいるのではないかという問いかけに対して、物すごく煩瑣な説明をしないといけないということが起こりかねないと思います。

逆に言えば、やはり、今、八代主査が申し上げたように、基本的にはもともと減免なりの要件にかかっていない人は全員納入義務があるわけですから、結局は取りやすいところから取るしかない。取りやすいところがどこかということについては民間機関の裁量があって、要件さえ満たしていれば、あとはとにかく、徴収率を高めるのが目的なんですから、どれがどう優先度が高いとか低いという細かい議論をやることはかえって有害ですので、やめた方がいいと思います。

河室長 今の福井先生の話の延長で、先ほどの「等」のことが何かというのは、この層の中で申請免除の層があり得るわけです。その申請免除が、申請がなければやり続けなければいけないというときに、申請が出てきたときはどうするんですか。

青柳運営部長 申請免除に該当するような方は、当然、申請免除の対象になります。

河室長 そうすると、申請が出てきたときに、そこまでの作業を中断しなければいけないということがあり得るわけですね。

青柳運営部長 この仕事は、現実的にどうするかといいますと、言わば免除、それから強制徴収、両方とも所得情報を活用して私どもはやっております。したがって、例えば所得が非常に低くて免除の対象になるような方であれば、私どもの方から免除勧奨をして、免除の申請をしていただくということを働きかけるというのがまず前提となる仕事としてあるわけですので、言わば所得がそういう意味であるということがある程度確認できた方

の中でのプライオリティーのことを先ほど来申し上げたつもりです。

それから、福井先生の方から資産の話が出ましたが、国民年金法の体系は家屋敷を売り払ってまで年金の保険料を払えというような形には残念ながらありません。私どもとしては、やはり前年度の所得に基づいてお願いをしていくということで、そういう資産まで売り払っても保険料を払えということは、制度論にわたる話になります。

福井専門委員 違います。要するに、もともと所得が低い人は減免なんですけれども、減免でない人が言わば所得の基準だけ取ったとしても支払える状況にあるときに、払っていないからこういう問題が起きるわけでしょう。そのときに資産を持っているか持っていないかが実際問題として本来の免除の適否に関係しないはずがないということです。

もう一つは、公営住宅ですら、現在資産調査をしようということで制度改正が動き出しているのです。もっとフェアに、厳正にやらないといけない年金の業務で、資産は一切関係ないと今後も言い続けていただくのではやはり困ります。政策論としては、基本的には、ある人の豊かさの度合いというのは所得と資産の総合指標ですから、所得だけでいいと、開き直ってしまうのはやはりまずいのです。今後は、やはり両方を勘案した豊かさの指標に応じた徴収義務を講じるべきです。

ただ、本来それを議論しているのではないのです。ここでは、同じどうせ払わないといけない基準をクリアしていた人の中で、更にまた、優先順位でAさんがBさんより低いとか高いとかというような、そういう瑣末な議論があると、絶対後で手続きが止まります。運用のときに、なぜあの人より私がというような議論を誘発して、事務処理コストが大きくなるのが目に見えていますから、わざわざ、言わばいちゃもんがつきやすいような基準をあらかじめ明示する必要はないのではないですか。かえって苦勞されますよ、ということです。

青柳運営部長 先ほど来、申し上げておりますが、一応、予算なり人員で一定のキャパシティー、限界があるとすれば、プライオリティーを付けざるを得ないというのが現場としての現在の対応であるというふうに御理解いただければと思います。

福井専門委員 そのプライオリティーは所得ではあり得ない。プライオリティーは、あくまでも執行費用に対して、要するに執行費用がよりやすく、よりたくさんの徴収が可能な順位です。それ以外のことを考えてはだめでしょう。

「市場化テスト」でやるということはそういうことですから、より手間とか、労力とか、あるいは時間やお金をかけないでたくさんの徴収をできる。その順位でやっていただくのならわかります。だけれども、ほかの要素を混ぜると、優先順位はわけがわからなくなります。

どう考えるんでしょうか。例えば、物すごく貯金をためているけれども、所得が低い人がいるかもしれない。けれども、強制徴収に移行すれば、資産もあって、差押えも可能で、すぐ取れるかもしれない、というときに、名目所得が高いというだけの理由で、その人よりも別の人を優先すべきだということにはなりにくい。そういう議論になったら、一体ど



ちらを選択するか、決められますか。決められないでしょう。だったら、衝突するわけのわからないダブルスタンダードは設けるべきではありません。

鈴木年金保険課長 恐らく限りない人員を投入して、いろんな方の資産まで含めた総合的な負担能力を計測できれば福井先生のおっしゃるとおりだと思いますが、我々は少なくとも喫緊に収納率を上げていかなければいけない中で、強制徴収を公平の観点からやらなければいけないと考えています。そのときに、どういう基準を順番に入れていったら公平に資するだろうかという観点もやはり必要だと思います。

それは、やはり全く所得の基準がない段階よりも、1つ所得というのを入れて、この人は所得が高いから強制徴収に移りますといった説明の方が、恐らく住民にとっても公平性、理解度の観点から格段の違いがあるだろうと考えます。そういうことを申し上げているわけでありませぬ。

福井専門委員 それでは答えになっていないのではないですか。要するに、今、私が言ったみたいに、衝突している場合はどうするんですかということなんです。

現に、資産がわかっている人だっているわけです。その人について取りっぱぐれがないにも決まっているにもかかわらず、逆の基準でそれを逆転させる余地がありうることをどう考えるんでしょうか。ご質問の意味がよく理解されていないように思うんです。

鈴木年金保険課長 わかっていれば、わかっている範囲で総合的に評価することはあるかもしれませんが。

福井専門委員 総合的ではわからないんです。

鈴木年金保険課長 ですから、資産と所得を足してというのはあるかもしれません。

福井専門委員 明白な基準になっていればともかく。

鈴木年金保険課長 先生、申し訳ありません、まだ途中なものですから、ちょっとお聞きいただきたいのですが、資産がわかっているかわかっていないかというの、偶発的にわかっているかわかっていないかというの、これまた対象者に見たら不公平だという議論がやはり起きるだろうと思うんです。

福井専門委員 どうして不公平ですか。持っていることがわかっている人を後回しにする方がよけい不公平でしょう。

鈴木年金保険課長 同じ持っている方が2人いて、たまたま行政が、こちらのAさんだけが持っていることを知ったときもあるかもしれません。

福井専門委員 では、その人を後回しにするんですか。それこそ異常な公平感ではないですか。

鈴木年金保険課長 いや、後回しにはしませんが、常に資産を入れるというのは、ちょっとおかしいのではないかと。

福井専門委員 そんなことは言っていないで全然理解されていないではないですか。たまたま容易にわかっているときの話をしているんですから。

河室長 今のは、現実的なルールをつくるときのあれですから、またきちんと御相談い

ただくということで、現実的な対応と、さっきの運営の話というのは、今の議論としては、そもそもどういう形でどうやっていくかという、まさにシステムの組み方としての議論は、では、さっきの「等」は何を考えるかということ、また後できちんとしていただくことにして、今、福井先生が御指摘になったような実際の運用の中で、やはりどう考えていくとかという部分がまだこれからあると思いますので、それはまた追って御相談させていただくということで、なるべく、私どもの立場から言えば、基本的には、まさに「市場化テスト」で担っていらっしゃる事業者が御報告したら、勿論、先ほど青柳部長がおっしゃるように、例外があるわけでありませうけれども、その例外を除き、基本的には次のステップに行けるようにしようというところの例外が、どのようなものが例外として入るかということについては、また具体的に御相談させていただくことにして、例外を除き、原則としてこういう形で行こうということを実施方針で明記するという御意見でよろしいわけですね。

青柳運営部長 そのとおりです。

福井専門委員 補足です。今、河室長が整理していただいたとおりで全く結構なんですが、私が何でこれを非常に重要視するかといいますと、後々の紛争処理の仕方について甘い見通しを持っておられるからです。

現在、この4月から施行された改正行政事件訴訟法の下では、例えば、この強制徴収手続が取消訴訟等で争われたときにも、前よりも司法審査の枠組みが広がっています。よりきめ細かく、さまざまな段階で中身にまで立ち入りやすくなって審査がされる可能性が強まったのが今の行政事件訴訟法の枠組みですから、これをもし基準にして、通達等で明示すると、法的手段で争われたときに、それをレビューされて、徹底的に本当にその基準に従って優先順位が合っているのかを裁判官が事細かにチェックする可能性があります。司法審査の基準になりうることをわきまえてつくっていただかないと、安易に何となくの思いつきでつくったら、それと違ってずれていたら違法で取り消されるという、後々の事後処理コストが生じかねないのです。

その認識が甘いように見受けられるので、後々で担保措置を実行させられたときにどうなるのかということも含めて、客観的な基準にしておいた方がいいと思います。

本田副主査 福井先生、ありがとうございました。

福井先生がおっしゃっていらっしゃることも大変よくわかりましたが、社保庁としては、強制執行に非常に近いものを「市場化テスト」に導入することで民間事業者と一緒に改革を進めようというお考えだということもわかりましたし、さはさりながら、人員削減を進める中で、強制執行を行うだけのキャパが無限でないという点もわかりました。そこをここに文章で書けないということもわかりましたので、文面に関しては、先ほどの河室長からの御提案もございましたけれども、ちょっと御相談をさせていただくにいたしましても、基本方針としては、今、社保庁の人的資源ということをかんがみ、できるだけ民間からの意見を通じて強制徴収につながるような政策をお打ちいただけるということによろしゅう

ございますか。

青柳運営部長 私どもは結構です。

本田副主査 ありがとうございます。

「市場化テスト」箇所の拡大というのは、ここで書きいただいた厚年の適用が 104 か所で、国民年金では 35 か所、年金相談では 2 か所でございます。ここで、もう一つ確認させていただきたいのが、国民年金に関しては本格的導入ということで、第三者機関の関与と情報開示の徹底ということをお願いしていると思っておりますが、この厚年の適用と年金相談に関しても、これは同様というふうな理解でよろしいのでしょうか。

青柳運営部長 私どもの理解では、国民年金の方は最終的に「市場化テスト法案」の中で、言わばそれと一体といいますか、一部として、第三者機関の関与と情報開示の徹底ということが法的な裏づけも持って行われることになるかと理解しておりますが、その他のものについては、現時点では「市場化テスト法案」の対象にするということは考えておりません。

しかし、例えばモデル事業の実施のやり方として、法案に近いようなやり方というものがルール化されるのであれば、限りなくそれに準じた扱いをしていくということについて、特に私どもとして異論があるわけではございません。

本田副主査 ありがとうございます。

では、こちら情報開示の徹底というのはしていただけるということで、第三者機関も関与をさせていただけるということですね。

青柳運営部長 ただ、第三者機関の関与が法律に基づくものと、そうでないものでどう違うのかという辺りは、まさに第三者機関の議論そのものに関わってくると思しますので、基本的に、今、申し上げたような方向で考えておりますが、具体的なやり方については、中身が明らかになったときまで留保させていただければ大変ありがたいと存じます。

本田副主査 そうすると、第三者機関の機能と権限が明らかになった時点でもう一度御相談をさせていただくということでございましょうか。

河室長、それはよろしいですか。

河室長 はい。

本田副主査 では、ここまでが確認でございました。

それで、議論させていただきたいポイントがあるんですが、よろしいですか。

八代主査 引き続き言っていただいて、関連するところがあったら、ほかの委員からも言っていただいていいですか。

本田副主査 よろしいですか。

大橋専門委員 どうぞ。

本田副主査 恐縮です。

まず、「市場化テスト」の本格的導入の時期でございますが、これは所得情報の観点から平成 19 年 10 月ということでしたが、これを前年の所得情報を使うということ

で、4月に前倒し実施ということは全く不可能なのでございましょうか。

河室長 済みません、御質問なんですけれども、平成19年10月から実施するというのは、法律に基づくプロセスを19年10月から始めるという意味ではなくて、実際にどういう落札が起こって、その結果どうなっているかは別にして、落札結果に基づく事業を10月からということでお書きになっているわけですね。

青柳運営部長 そういうことです。そのように考えています。

河室長 だから、基本方針をつくるのを19年10月につくるとかそういう意味ではないということですね。

青柳運営部長 はい。

河室長 だから、プロセスがあれば、まさに事業を具体的に「市場化テスト」事業というよりも、落札者がこの事業を始めるのが10月ということで、例えば落札を18年度中に行うとかということは作業としてはあり得るわけですね。

青柳運営部長 あり得ると思います。

河室長 済みません、確認だけです。

本田副主査 そうすると、逆に言えば、入札は多分、平成19年上期で、18年度ということになると、多分19年上期に行われて、10月に実施という感じですか。

青柳運営部長 そのような形になるかと思います。

河室長 18年下期ですか。

本田副主査 19年上期です。

さすがに、半年以上前ということは多分ないですね。

青柳運営部長 恐らく予算のサイクルから考えると、4月以降の入札でない具合が悪いだろうと思いますので。

河室長 要するに、作業を始めるというのはまた別の話ですね。

青柳運営部長 はい。

中野企画課長 それから、その点に関連して、質問事項を4ページの方にも書かせていただいておりますが、その場合に定員の取扱いをどうしたらいいのかというのは、また全体の整理の仕方として御教示いただきませんと、平成19年度予算要求に影響が出てまいりますので、お示しいただければと思います。

事務局（井上補佐） 事務局から補足させていただきますと、予算制度や定員制度との兼ね合いをきっちり詰めていかなければいけないということで、我々も財務省や総務省とも御議論させていただいております。

仮に、官民競争入札を平成18年度中にやってということになるとすると、18年度予算の中で、執行経費はゼロとしても、国庫債務負担行為だけは行っておく必要があるというのが現時点での理解です。勿論18年度予算の中に国庫債務負担行為を盛り込むとすると、スピーディーな対応が必要になってまいります。概念的には18年度中に官民競争入札を行うということも否定はされないものと考えております。

それで、今、そこは会議の御判断というところがございますが、予算の積み方との関係で申し上げますと、今までの制度を使っても一応そういう形にはなり得るということがございます。

八代主査 先ほど本田副主査の言われた去年の所得情報ではなくて、一昨年所得情報ではやはりかなり問題があるということですか。

青柳運営部長 そうすると、また7月になったときに、もう一回やらないといけなくなるという話が出ますから、それは年に2回も。

八代主査 いや、もう一回やるのではなくて、どうせそんなに変わらないだろうというわけにはいかないんですか。

青柳運営部長 それは、基本的にはやはり一番新しいものでやるというのが、こういった事業の原則ではないかと思えます。

八代主査 ほかの委員の方、どうでしょうか。これは既に平成18年度からでも遅いという意見があって、ハローワークなどは18年度からやるということになっているんですけども、そちらは所得情報ということで更に半年遅らせてほしいということなので、この点はどうですか。

本田副主査 そうしますと、それに関連した違う質問をさせていただいて、もう一回10月の話に戻りたいんですが、そうしますと、もう一年入りますね。つまり、平成19年10月までにもう一回入るわけでございますけれども、ここの部分に関しては、今のテスト事業の対象はこのまま継続ということをお考えなんでしょうか。

青柳運営部長 おっしゃっておられる意味が、今の事業を2年間やるのかという意味については、おっしゃるとおりです。

本田副主査 名称は別にして、今のやり方で2年間でもう一回入札をかけてというのを続けておやりになるということをお考えなさいということですね。

青柳運営部長 はい。

八代主査 所得情報なんですけれども、先ほど福井さんが言ったことにも関連するんですが、とにかく滞納している人には何回か催促して、だめなときに催告状を出す。もし本人が払えないのなら払えない方がそれを立証すればいいというわけにはいかないんですか。そうしたら、免除申請をしてもらって、強制徴収の対象から自動的に落とすということではなぜだめなんですか。

青柳運営部長 最終催告状を出すということ自身が、強制徴収を行うということの言わばステップになりますから、免除で現に所得がない方には最終催告状を出すというようなステップを踏む前に免除の申請を出してもらおうということが必要になると。

八代主査 だから、それは民間事業者にやってもらうんです。催促したときに、同時に自分の所得が少ないということであれば、申請書を出してくださいということも民間事業者がやっても構わないわけですね。

青柳運営部長 所得そのものの情報はお伝えできませんけれども、本人がそういう申立

てをするのであれば、むしろそうやって免除勸奨の方につなげていくということは十分にあり得ると思います。

八代主査 そこで免除申請をしない人は、別に自動的にやって、なぜまずいのかということですね。

福井専門委員 事前に調べなくていいのではないですか。要するに、未納があるということ、過去に債権があるのは間違いはないんですから、督促等をまず出して、私は実は所得が低くて免除に該当するんだという人は、その旨証拠を添えて申し出てください、と書いておく。それでとにかく申出がなければ肅々と行政徴収に移ればいいのではないんですか。そんな面倒くさいことを事前にやる必要はないのではないですか。

八代主査 どうぞ。

橋本専門委員 併せて質問なんですけれども、これは多分、2年で時効に変わると思うんです。だから、時効中断のための督促と、本当に強制徴収します、強制的に取りますというための催告状の催告と、これは多分、性質が少し違うんだと思うんです。

だから、とにかく時効中断しないと、わからないうちにとにかく、多分2年だと思えますから、あっという間に時効が変わって取れなくなってしまうわけです。少なくとも、それをランダムにやるという理屈はないはずですよ。

ただ、他方で強制徴収をやるということになると、多分、条文上も催告することができるかになっているはずですから、それは裁量が全然ないということも多分ないけれども、それは基準を明確にしないと、先ほど来、こちらで議論しているように、規定だけあってもやれないということになってしまうので、やるのだったら、それはかなり、それこそ民間に出していけるほど基準がちゃんとしていないと、それはそれで制度がおかしいということになる。

ここはどうなんですか。時効中断の問題と、実際に強制徴収をやるかという催告と、これはどういう仕分けになるんですか。

鈴木年金保険課長 今回の御質問を含めて、一度、村瀬長官から御説明したことがあるかもしれませんが、未納者というのは一月でも未納の方も含めると、かなりいっぱいいらっしゃるわけです。それを我々はどうやって効率的に業務を進めていくかということで、所得情報が鍵だと考えています。

それはなぜかといいますと、所得情報がわかれば、これは大体免除の人だ、これは所得のある払える人だと判断できます。払える人の中で、もう一つ、我々は情報を持っていて、どのぐらい滞納しているか。これは今の先生の御質問に関係あるのですが、長期の方、それから所得が割とある方から、やはりきちんといただいていくというのが時効の中断の意味からも含めて重要だろうと考えています。まず、ターゲットがそこです。

それで、そこだけではありません。それをだんだん広げていくことを考えています。

福井専門委員 時効中断は一斉にはやっていないんですか。

橋本専門委員 今回の御説明だと、そういう感じですね。

福井専門委員 でも、それ自体がナンセンスではないですか。時効中断のための催告は、とにかく相手の属性とかという以前に、一斉に出して、中断しておいて、その上で強制徴収対象では多少の裁量はあるという運用であるべきでしょう。運用が間違っています。

鈴木年金保険課長 その中でいただくのです。いただくのを、やはり長期の方から順にいただいて。

福井専門委員 ちょっと待ってください。はっきりさせてください。時効中断の以前に催告はしているんですか。

鈴木年金保険課長 催告状は出しています。

福井専門委員 それは、今でも全員に出していますか。

鈴木年金保険課長 未納の方には順番に出しています。

福井専門委員 未納の方の時効は、過去のも含めて、常に中断し続けていますか。

青柳運営部長 時効中断のための手続というのは、あくまでも最終催告状以降の話です。したがって、催告という形ではやっていますけれども、それは時効中断するための督促を行っているわけではございません。

福井専門委員 だったら、時効中断のための催告は常にやり続けなければおかしいではないですか。少なくとも民間で、モデル事業、あるいは「市場化テスト」でやるのだったら、すべての債権について時効中断の効力は常に維持する。その上で、最終的な強制徴収については優先順位がある。2段階の1段階目は漏れがないようにしていただかないと。

橋本専門委員 そうでないと、納得できません。これから制度を考えていくときに、やはりそこはかなりポイントとしてあるのではないですか。

福井専門委員 だって、その中で本来取らないといけない、それこそ長期で、かつ所得も資産も高いような人が含まれている確率だって結構高いと思います。そんなことをやるべきではないでしょう。

赤羽専門委員 1つ質問ですけれども、社保庁さんは何をもって時効中断をされているんですか。

鈴木年金保険課長 督促状の送付です。

赤羽専門委員 それは通常出されていないんですか。

鈴木年金保険課長 それは、強制徴収プロセスを始めて、やっと始まったという段階です。

先生方のおっしゃることも、基本的にあるべき論であり、私はおっしゃるとおりだと思います。ただ、ここは実態面も含めて御参考に申し上げれば、直ちにそれを全部中断するようなところに手が付いていないので、しからばどうしていくかということで、所得で切り分けて、早く中断をして、早くいただかなければいけない長期の、言わば確信的な未納者から取っていくと。

福井専門委員 よくわかりません。何で実態上やりにくいんですか。だってデータベースがあるでしょうから、郵便を送れば済む話でしょう。それがどうしてそれが大変なんで

すか。理解に苦しみます。

データベースに即して督促状を送るということが、なぜ事務処理にかえって支障になるわけですか。

河室長 一般論として、社会保険ではなくて、私の理解では、時効中断すると、たしか中断後はまさに延滞保険料になるんですね。延滞保険料になったら、その分だけより多く徴収しなければいけないのではないんですか。

つまり、先ほど橋本先生がおっしゃった部分というのは、法律論としては私はそうだと思うんですけども、その2つの効果が、時効中断効と保険料をより多く納めてくれますか、延滞利子を払ってくれとか、言わばペナルティーを付けていくと。もっと言えば、それイコール滞納処分までかけるという一連のプロセスというのがどこかで切れているのではしたか。

今、多分、お金と時効中断とリンクしてましたね。あと、滞納処分の話というのは。

橋本専門委員 それは、民法の何らかに、つまり、この法律の条文の中でも、この条文のスキームは確かにそうなるんです。97条で延滞金の規定がある。かかってしまうんですが、しかし、それとは別に、102条の4項を見ると、民法のスキームで中断させるということは排除されていないんです。

だから、そこはやはり、まさに工夫のしようで、制度をよくするためにこれをやるということであれば、その部分についてはまさに民法に基づく時効中断を民間事業者がやるというのはできない話ではないのではないかというような疑問があるということですし、実際、今までは恐らく、これは私のあれですけども、これはほとんど、物すごくひどい場合でないとやらないという前提で、多分、運用がされてきていて、でも、法律はそうはなっていないと思うんです。物すごくひどい場合は延滞の方に行くと。

だから、そこがまさに工夫のしようで、スキーム全体をつくっていくという「市場化テスト」を使って国民にとってより公平性が高いシステムにエンフォースするような仕組みにしていくという、まさに考えどころがあるのではないかと思えるということです。

福井専門委員 とにかく、時効中断は大前提としてすべからくやっていたかというものは当たり前です。今までやっていないなら、直ちにそういうふうに変えていただかないと。

それから、さっきの元の論点の、所得について減免の可能性があるなどという件は、拳証責任は本人が負っているはずですが、あなたは減免の対象ではないはずだと証明するよりも、私は減免対象ですと本人に証明させる方がはるかに調査コストも労力も小さいわけですから、とにかく機械的に送って、違うという人は自分で簡単に証明できるはずですから、証拠書類を添えて申し出てくださいと言って脱落させる。それ以外のやり方は考えられないのではないですか。

八代主査 今の考え方は、所得税と同じですね。所得税は延滞したら、直ちに延滞料がかかりますね。しかし、保険料はそうならないんですね。

本田副主査 なっていないと思います。



青柳運営部長 なっていません。

福井専門委員 それが行政の発動によって延滞になったりならなかったりするということ自体、本当はおかしいわけで、そこはさておくとしても、どちらにしても、所得の証明の拳証責任は行政庁側が負っていることにするなど、これはほかの行政処分では考えられない稚拙な仕組みです。

鈴木年金保険課長 2つ申し上げたいと思います。1つは、拳証責任自体は厳密な意味では本人が負ってしまっていて、例えば免除は本人の申請に基づいて実施しています。何千万人もいる国民を相手にしているので、業務をどうやって効率的に進めていくかという一つのキーが所得情報で、それによって進めていきたいということを申し上げているわけです。

福井専門委員 そうなっていないんです。一旦、網をかけた上で、違う人は違うと言ってもらった上で、その中からセレクトする方がよほど効率的でしょうということです。

鈴木年金保険課長 もう一点はその点です。網をかけてというお話ですが、所得税との違いは、所得税は必ず督促状を出さねばならないとたしか書いてあったと思うのですが、国民年金法は「できる」規定なのです。

そこはなぜかと申しますと、税金のような一方的な賦課、徴収ではなくて、恐らくは国民年金制度をつくったときに、これは給付につながっていくので、それをもらえないということも一つ、本人の不利益になるからということもあったのだらうと思います。そういう性質の違いがあります。だからといってやらなくていいということを申し上げているわけではありません。

橋本専門委員 だからこそ、多分、時効中断と分けて考えないと、恐らくまずくなるだらうということですね。

福井専門委員 できる規定だから取らなくていいというのだったら、こんな議論をそもそもおおよそやる必要がなくなるわけですから、できる規定であったとしても、本来それは取っていただくというのが大前提です。

橋本専門委員 裁量があるということは、そのとおりだと思うんですけども。

福井専門委員 それをもうちょっとよく整理していただいた方がいいのではないですか。今、伺った話の限りでも、もっと効率的にできるはずですよ。

八代主査 だから、余り効率的ではないから「市場化テスト」も実はやりにくくなっているというところにつながる。そういうことがわかるのも「市場化テスト」の一つのメリットでもあるのです。

福井専門委員 人員組織の限界とおっしゃるのなら、なおさら、今、話題に出たようなことを効率化するだけでも随分同じ人がたくさん仕事をできるようになるはずですよ。

八代主査 それで、肝心のこちらの方はどうですか。

本田副主査 今の話に少し戻りますと、これを変えとなると、「市場化テスト」の対象地域だけ変えるというわけにはいかないでしょうから、全国的に変えるということをお考えますと、今回は最終催告状の発出云々ということをお願いをしたいと思うんですが、

今後、この強制徴収に関しましては、是非、会議としては前向きにお話を継続させていただきたいと思っております。この最終催告の発出というところで区切ることの成果を勿論見るとともに、ほかのやり方を社保庁でも今の民法における時効中断の活用なども含めてお考えになられる中で、継続して強制徴収のステップをどこまで社保庁でなさって、どこから先が民間かということに関しては話をさせていただければと思っておりますが、そこはよろしゅうございますでしょうか。

青柳運営部長 御議論を続けることを、私どもの方から拒むということはありません。本田副主査 ありがとうございます。

済みません、話はちょっと戻りまして、平成19年10月の件はいかがでしょうか。私どもも少し、ここは検討ですか。

八代主査 だから、今の制度のままだと、おっしゃっているように難しいのはわかるんですけども、さっきから問題になっている所得情報の取扱い次第では、ほかと同じように4月からもできるというような問題ではないか。それはそう簡単にはできないと勿論おっしゃるんですけども、だから。

福井専門委員 できるのではないですか。さっきからの議論の結果は、要するにできるということでもいいのではないんですか。

八代主査 だから、それは「市場化テスト」以外の、そちらとすれば政策の大転換になるということ。

福井専門委員 転換になりません。

本田副主査 ただ、この「市場化テスト」対象地域だけに限るわけにはいかないの。

福井専門委員 そんなことはありません。督促の前提として、調べてからやるか、そうでないかというのは法的には裁量のうちですから、この地域だけやればよいと思います。

八代主査 それで言うと、逆に言えば、どれだけ成果が違うかということも実験できるのではないですか。

どうぞ。

河室長 私が言うとおかしいですけども、前年度所得の本人がきちんとした書類によって提出できるというのは、前年度所得でも、多分7月か何かだと思えます。だから、それは別に物理の話としては、それが10月から始めるのがいいかどうかという議論はあるんですけども、前年度所得が把握できるのは、いずれにしろ御本人が公のところへ行って、自分はこういう去年の所得だと証明できるのは4月ではなくて7月ぐらいだったと思うので、それを前提にどうするかという議論はもうちょっとやっていただいてもいいと思えますんですけども、事務的な話です。

八代主査 だから、免除の申請を本人がやるとしても、どっちみち7月以降でなければできませんねということで、一昨年は大金持ちでも、昨年、非常に企業が倒産してだめだというときに、実質的にそれはできませんということなんですね。ちょっとそこは、ここでというより加えておくと。では、ほかの点はいいですか。

大橋さん、何か。

大橋専門委員 早く帰らせていただきたいので。

今日、御提出いただいた定員要求などの紙です。4ページです。4ページのこの意味を2つほど。

まず、大前提としてどうも気がかりになってくるのは、この予算要求とか定員要求の関係がどうなるかということを書いてあるという意味は、その関係がどうなるかによって、社保庁としては「市場化テスト」をおりるという意味合いがあるのかどうか。どうもそんなふうには取られかねないんですが、そうではないんでしょうね。それが1点。

もう一つ、ちょっと気になったのは、4ページの1の(1)の3行目です。「市場化テストを実施している段階では、官が落札した場合には定員の削減には結びつかないと考えられる」と書いてあります。この意味がどういう意味合いを持っているのか。つまり、官が落札すると「市場化テスト」によるいろいろの合理化というのは余り、少なくとも定員に関しては生じないんですから、私たちはやはり不戦敗で臨もうということの意味しているのかどうか。

もともと「市場化テスト」というのは、官が落札するためにもいろいろ定員の合理化をしなければ、競争なんですから、官が落札しませんから、そういう効果があると私は思いますけれども、官が落札した場合には定員の削減には結び付けないと考えられるという意味といいですか、裏の意味といいですか、どういう意味を込めておっしゃったのかどうか。その辺を教えていただければと思います。

青柳運営部長 今のお尋ねのところは、まさに官が参加するかどうかということに係っている話であります。まず2番目の方のお尋ねから申し上げれば、官が落札した場合に、確かに全体としてコストが下がる、効率化が図られるということについては異論はありませんが、しかし定員が減らない。定員が減らないということは、逆に言えば定員削減計画なりを国がつくっているものとの間でどういう整合性を図るかということがよくわからないという質問でありますので、そこは政府としての基本的な考え方の整理ができれば解決する問題かもしれないと思っております。

それから、冒頭の「市場化テスト」をやめるのかということについては、まさに官が参加する形の官民競争入札というのがどういう形になるかが全然見えないものですから、私どもとして官が参加するかどうかという疑問に対して、わかりましたとか、できませんとかというお答えもできないというのが正直なところではないかと思っております。

八代主査 最初の点については、定員削減というのはもっと大きな単位でやるわけですね。例えば局単位とか課単位ですね。だから、そこと「市場化テスト」を実際に実施しているところというのは、別にそう1対1には結び付かないのではないんですか。

青柳運営部長 私どもも基本的にはそう思っています。

大橋専門委員 「市場化テスト」で官が落札することと、定員削減というのは別の話だと思っております。

青柳運営部長 ですから、これはこの「規制改革・民間開放推進会議」に向けるべき議論なのか、それともほかのところに向けるべき議論なのか、私にもわかに判断がつかないものですから。

ただ、内閣の話ということで挙げさせていただいているということをもまず前提に申し上げなければいかぬと思いますが、そこにも引用させていただいた「経済財政諮問会議」の11月14日付の「総人件費改革基本指針」の中では「市場化テストモデル事業」に着手しているものとして幾つかのものを挙げられている中に、社会保険庁の保険料収納の対策というものを、まさにこの具体の例として挙げられているということがあったものですから、私どもがこれでどのくらい影響があるかということ懸念しているというよりは、非常に象徴的なものとして「経済財政諮問会議」がお取り上げになっているとするならば、相当数の削減というものが期待されていると思います。

それに対して、ただこういうことになってしまったらどう考えたらいいんですかとお尋ねをしているというのが正直なところです。

八代主査 ただ、これは委員ではなかなか答えにくいので、具体的な諮問会議の内容を含めて、事務局ベースでまた後で伺います。

では、本田さん。

本田副主査 あと2点、これは確認でございますけれども、今、確かにおっしゃられたような定員の関係、予算の関係及び第三者機関の権限と責任範囲に関しまして、明確なお答えを会議の方としてさせていただけるようなところまで来れば、複数年度での実施及び官の入札への参加ということは非常に前向きにお考えいただけるというふうに推察したんですが、理解としては正しゅうございますでしょうか。

八代主査 中身がクリアーになっていればということですね。

青柳運営部長 現時点では、中身次第だというふうにお答えせざるを得ないと思います。

本田副主査 中身次第ですけれども、御提示した段階で御検討をかなり前向きにいただけるのでしょうか。

青柳運営部長 というよりも、この問題については、冒頭に申し上げましたように、私どもとしては社会保険庁改革の非常に重要な柱だと思っていますから、いずれにしろ、それがうまくいくような方向で考えたいということは申し上げられるだろうと思います。

八代主査 ほかにいかがですか。

赤羽さん、さっき何か。

赤羽専門委員 済みません、少々細かい議論になってしまうんですけれども、さっきのところの質問の1の(2)のところなんです、平成19年10月から行う場合、定員要求のところでご説明があったと思いますが、「落札者決定から翌年度の事業開始までに必要以上に期間が空いてしまう」というのは、どれからどこまでの段階のことをおっしゃっているんですか。

鈴木年金保険課長 例えば、平成18年度のしかるべき時期に落札までしてしまいますと、

さっき本田先生がおっしゃいましたけれども、事業開始まで期間が空き過ぎだという指摘は一般常識的にあるのかなということなんです。

それだけではありませんで、当然、落札をしていただくには、まさに情報開示の話がありました。直近のいろんな情報もお見せして、その上での入札がやはり必要かなと思っております。

赤羽専門委員 前提は、平成19年10月から始めるからということですか。

鈴木年金保険課長 そうです。

赤羽専門委員 10月から始まるのなら、落札決定は、私の実務感覚で言いますと、多分8月とか9月になるので、それぞれのタームについては、もしやられるとして、平成18年10月から始めるもの。また19年10月開始のものでしたら、多分、落札者決定はその1か月とか2か月前なので、ここの意味がよくわからなかったということなんです。

中野企画課長 ここは、まさにどういう手続を踏んで予算要求をし、翌年、事業を実施していくのかという全体スケジュールをお示しいたいていない段階で、私どもで想定で書いていますので不明確になっていると思いますが、私どもが想定しているのは、例えば平成18年中に入札をし、翌年10月からこの事業者に事業を実施させるということをおあらかじめ決めていただきませんか、18年の途中で行う19年度予算要求に反映できないのではないだろうか。そういう前提で、18年度中に翌年度の事業実施者を決めなければいけないのではないかと。そういう問題意識でこういう記述をしております。

そこが、もしそうではない手続をお考えであれば、その手続をお示しいたきませんか、私ども、この部分は十分にお答えができないということでございます。

赤羽専門委員 平成18年度中に決めてしまうわけですか。それは19年度の予算で決定してやるのではないかとというのが私の感覚です。

河室長 さっきの青柳部長に対しての御質問の関係と重なるんですが、平成18年度中にストーリーを全部進めていって、できたら落札までやりたいということなんです。

青柳運営部長 その点は、さっきも申し上げましたけれども。

河室長 そこはまだ、今のわからないものはわからないと。

青柳運営部長 通常の予算のルールからすれば、恐らくは平成19年度に行うものについては、入札の関係の手続は19年4月以降に行えというルールになっているはずですので。

河室長 先ほど、井上から説明した部分と債務負担との関係ですね。

青柳運営部長 だから、そこら辺のところをルールをはっきりさせないとお答えしようがないと思います。

河室長 わかりました。

鈴木年金保険課長 平成18年度中にやりたいという意味で、中野が申し上げたわけではありません。

本田副主査 わかりました。ここは1回、こちらで引き取るということですね。

八代主査 ほかにいかがですか。

時間も来たんですが、やはり今の議論を聞いていると、ポイントはやはり冒頭に福井専門委員が言った所得の使い方で、やはりこれまで鈴木さんが先ほど言われたみたいに、社会保険料というのは税金と違って、取れなければ取れないでいいんだ、本人が後で給付をもらえなくなるんだという考え方で、このシステムができていたんだと思うんですが、今やそういうことはできなくなって、現実に基礎年金ができた以上、もし国民年金の保険料が取れなかったら、それはサラリーマンの方からどんどん負担が行くという制度ができてしまったわけです。

だから、これはある意味で所得税と実態は変わらないわけで、何が何でも取らなければいけないというふうになったはずなので、相変わらずそこがまだ考え方がずれていて、所得税だと払わないと直ちに延滞料がかかるのに、こちらはかけなくてもいいという方針で来ておられるというのは、やはりかなり意味がおかしいのではないかとということと、それが、この会議側としては民間の活用をするときのかなり大きな障害になるという認識を持っているので、これは社会保険制度改革との関係なんです、そこは是非、さっき言ったこうやるところだけでもできないだろうかということも含めて検討できないのかという気はしているんですけども、先ほど言われた免除申請者の証明責任ということもあるわけなんです、それ以外の点がないかどうか、引き続き検討していただきたいと。そちらも検討していただき、こちらも考えたいと思います。

では、ほかの点についてはよろしいですか。

どうぞ。

福井専門委員 1つだけ、特に重要な点は、徴収の優先順位は徴収の費用対効果だということを、対外的にも民間事業者に明らかにしていただくということが重要で、最低限の必須の前提だと思います。

本田副主査 今までの実施方針でも、ある程度、確かに行間で読めるといえば読めるんですけども。

福井専門委員 今回のこの2行みたいなことは、絶対公言してもらっては困るわけです。要するに、拒絶した被保険者につき一定の報告を事業者が行った場合は、長官は所得等の状況を考慮しつつ、強制徴収手続に移行することを実施方針に明記とあります。こんな文章が出回らないようにしていただくというのは必須です。

八代主査 この点についてはどうですか。

青柳運営部長 実際に、私どもは現場が回るような形でしか事業の運用というのはできないということがございます。私どもとしては法律上の議論なり、講学上の議論として御意見があるということは十分認識をいたしました、大変申し訳ないところでありますが、私どもとしては、やはり現場が回るような仕事のやり方をさせていただきたいということを繰り返しお願いさせていただきたいと思っています。

福井専門委員 現場を回すためには、こんなやり方をしているとは回らないというのが、今、明らかになったわけです。要するに、この文章というよりも基準の考え方については

全然詰まっていないうことが明らかになったんですから、具体的にどういう基準で民間事業者が言ってきたときに、どういう優先順位でやるのかということについては、より合理的な基準を、こちらからも案は提示しますから、更に引き続いて検討していただきたいと思います。

青柳運営部長 八代さん、質問事項の関係で1点だけよろしゅうございますでしょうか。  
八代主査 どうぞ。

青柳運営部長 4ページ、5ページのところで、もうちょっと法案の御説明が何かをいただいておりますかと思っておりますが、さっき、お尋ねの中でも幾つか出てきたので、話題が出てこなかった点について2～3、確認的にお願いをさせていただきたいと思います。

1つは、4ページの大きな2の(2)「官内部における競争上不公正な情報交換を遮断するための措置」云々というところにつきましては、私どもとしてはここに書かせていただいたぐらいしか自分たちの乏しい知識の中ではイメージが湧かないものですから、これを具体的にどういうふうにおやりになるかということについては、大変恐縮でございますが、改めてお教えいただければと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

八代主査 この点は、井上君の方からでいいですか。

河室長 時間が限られておりますので、きちんとお返しするというお約束をさせていただきます。

青柳運営部長 もう一点、5ページのところでございますけれども「3 市場化テスト(官民競争入札)の実施方法」につきましては、(2)の総合評価落札方式の問題点というのもモデル事業実施の中で少しずつ明らかになると思いますので、これについても、モデル事業の実施も含めて少し御教示をいただければと思います。

また、(3)の幅広い主体の参加については、以前、竹中大臣がNPOなども参加できるようなやり方も考えてはどうかというお考えをお持ちだということも、誤りかもしれませんが、仄聞いたしましたので、そういった参加主体の幅を広げるという点についても、何がしかの御教示をいただければ大変ありがたいかと存じますので、よろしく願いいたします。

八代主査 こちらは、できるだけ幅広い主体が参加したいとは思っているんですけれども、その点についても具体的にはどういう基準をつくるかということは勿論、今後とも一緒に検討させていただきたいと思います。

では、時間が過ぎておりますので、どうも、本日はありがとうございました。